第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

一　高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

子宮腺筋症

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　産婦人科専門医（公益社団法人日本産科婦人科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について三年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例（効果があると認められるものに限る。以下同じ。）を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　産婦人科又は婦人科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下「麻酔科標榜医」という。）が配置されていること。

④　臨床工学技士が配置されていること。

⑤　病床を有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急の場合における手術を実施する体制（以下「緊急手術体制」という。）が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第一条の十一第二項第三号ハに掲げる医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施を確保するための体制（以下「医療機器保守管理体制」という。）が整備されていること。

⑩　医療法施行規則第一条の十一第一項第二号に掲げる医療に係る安全管理のための委員会（以下「医療安全管理委員会」という。）が設置されていること。

⑪　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

二　三次元形状解析による体表の形態的診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

②　形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。）、脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ。）又は口腔外科専門医（公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科を標榜していること。

②　医療機器保守管理体制が整備されていること。

③　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

三　陽子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、骨軟部腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら放射線科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　放射線科専門医（公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について二年以上（放射線治療（四門以上の照射、運動照射、原体照射又は強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）による体外照射に限る。）による療養について一年以上の経験を有する者については、一年以上）の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　放射線科を標榜していること。

②　実施診療科において、放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会及び公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　実施診療科において、放射線治療に専従する常勤の医学物理士（一般財団法人医学物理士認定機構が認定したものをいう。以下同じ。）及び放射線治療に専従する常勤の看護師が配置されていること。

④　放射線治療専門放射線技師（日本放射線治療専門放射線技師認定機構が認定したものをいう。以下同じ。）を含む放射線治療に専従する診療放射線技師が三名以上配置されており、粒子線治療室一室当たり二名以上の診療放射線技師が配置されていること。

⑤　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥　当該療養の実施又は継続の適否について倫理的観点及び科学的観点から調査審議するため置かれた合議制の委員会（以下「倫理委員会」という。）が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　当該療養について十例以上の症例を実施していること。

⑨　公益社団法人日本放射線腫瘍学会が作成した同意説明文書及び統一治療方針に基づいた治療を実施していること。

⑩　公益社団法人日本放射線腫瘍学会に対して症例の登録及び実施状況を報告すること。

⑪　公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。

⑫　キャンサーボードが設置されている、又はがん診療連携拠点病院の有するキャンサーボードにおける治療方針等に基づいて実施する体制を有していること。